

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。
（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

派遣労働者の数	12人
派遣先の数	6社
マージン率	29.19% ※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額
労働者派遣料金	30,364円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	21,500円
教育訓練に関する事項	SMBCビジネスセミナー利用